

夕つゝ空にみえて

磯ちかくあそふ鷗

たのしけにうたひかはす

なつかし海のあなた

あなたにそ我背います

見る／＼あたりくらく
うたひつる鷗去りぬ
なつかし海のあなた

あなたにそ我背います

旗とりの遊び

小林つねを

ここかしこ

勇ましく

たのしき庭の

はたを立てゝぞ

我れおとらじと

白ろきむらさき

帽子のいろも

あはれつはもの

なつかし

婚姻の要件

(承前)

谷川清

第五、当事者の品等

諸國の法律制度中人種とか身分とか階級等に依つて婚姻に制限を設くることは往々ありまして近世まで其跡を遣したるものも御ります、現に我日本帝國の如きは維新の際までは士民の區別が嚴重でありましたのみならず、尙ほ他に穢多とか非人とか稱する者がありまして相互間自由に婚姻することが出来ませんでした、其後是等の者と婚姻を爲し得る様になりましたは實に明治四年八月の事で「華族より平民に至るまで互に婚姻被差許候條雙方願に及はず其時々戸長へ届出べき事」との布告を發布せられました時に在るので御ります又外國人と婚姻を爲し得る様になりましたは明治

六年三月布告第百三號に基くものであります、現在と申しましても皇族方に付きましては皇室典範第三十九條に因りまして嫁は同族又は勅旨に因り特に認許せられたる華族に限ると御坐ります、又陸海軍々人に付きましては別に結婚條例なるものがありまして當事者の品等に關し大に制限する處が御坐ります、即ち陸軍々人には明治十四年五月三日乙第二十五號の陸軍省達陸軍武官結婚條例なるものがあり、海軍々人には明治二十五年十月六日第八十七號の海軍々人結婚條例なるものがあります、然し是等は皆特別の理由あるものでありまして一般的のものではありません。

第六 尊屬又は之れに代るべき者の同意

現行民法第七百七十二條但書に男が満三十歳女が満二十五歳に達したる後は此限りに在らず（即ち

十歳女にして満二十五歳に達しますれば相當の経験を積みもし又能力に於ても完全に發達致したものと看做すことが出来ますから老耄に近き父母等よりも却て適當の判断を與へ得べきものであると推定することも出來得べく、殊に女子に至りましては其生育男子に比較して一層早熟致しますを常と致しますのみならず女子は男子に比して嫁期を失ひ適當の婚姻を爲し難きに至る事情がありますから一層早く制限を解除致しまして自ら自身の運命を決せしむるの自由を得せしむるの必要がありますると認められました結果五年を短縮せられたのであります、而して婚姻に付いて同意を與ふることを得べきもの、順序は次の通りであります、

(イ) 家に在る父母の生存するときは其父母の同意を得るを要す。

此處に家に在るとは其家藉内に在る父母の謂ひにして家居を別にすると否とを問ひません又養父母繼父母若くは嫡たることとも問ひませず總じて之を包含致して云つて居ります。(ロ) 父母の一方が知れざるとき、死亡したるとき、家を去りたるとき、又は其意思を表示する能はざるときは他の一方の同意のみを以て足る。

父母の一方が知れざる時は例へば私生子が未だ父の認知を得ざるもの、如きであります。父母の一方が家を去りたる時とは父又は母が離婚若くは離縁に因りまして家を去りたる場合の如きであります、又父母の一方が意思を

(ハ) 父母共に其家に在る者なく又は家に在るも意思を表示すること能はざる時は未成年者に限り後見人及親族會の同意を得るを要すとき、は子は親族會の同意を得て婚姻を爲すことを得、

表示すること能はざる時は心神喪失致しました時とか生死不分明等の場合を申します是等の場合には皆父母の一方が家にあらず又家にあるも其意思を表示することが出来ない場合でありますから其の家に在り且意思を表示することの出来る他の一方の同意のみを以て足れりと致します、之れは已むを得ない結果だと存じます、

すことを得ずと前に申述べましたが、繼父母及び嫡母に在りましては子を愛護する情念乏しく當底慈愛厚き實父母の如くなるを望むことは出來ません、故に實父母に在りましては不當に同意を拒みて其子の利益を顧みざるが如きことは殆んどありません、けれども繼父母又は嫡母に在りましては自然の血統なき爲めか愛護の情念乏しく爲めに子の利益を顧みずして不當に其同意を拒むことなしと保證することが出来ます。

第七 婚姻の方式

(A) 届出の要件

婚姻の方式は一般に形式上の要件に屬しますけれども其之れを定むるに至りました目的は一つは之に因つて婚姻を公示致し、二は之れに因つて当事者の意思の確實を保障するにあります、是を以て我民法に於ては公示の目的と意思の確實を保障するに必要な限度に於て努めて簡単なる方式を定め当事者双方及び二人以上の證人より口頭又は署名致しました書面を以て戸籍吏に届出づるに因つて婚姻の效力を發生致すべきものと定めました、

(B) 届出の受理、

婚姻に關する法律上の要件は概して公益に基くものでありますから其要件を具備するにわらざれば正當の婚姻を爲すとが出來ません。故に戸籍吏は婚姻の届出を受けますと同時に先づ是等の要件を具備するものなるを否やを検しまして其之れを具備したことと認めました後にあらざれば其届出を受理することが出來ないのは勿論のことであります、然し法律上の要件を具備致しませぬ婚姻の届出は戸籍吏に於て之れを受理すべからざるものと致すに拘らず戸主の同意を缺きたる婚姻の届出のみに就ては唯戸籍吏をして一應其注意を得ずして其

届出を爲さんと欲しましたときは戸籍吏はその届書の受理を拒むことは出來ません、蓋し戸主の同意を得るを必要とせざるは其婚姻を爲さんと欲する者の利益保護に重きを置いた所以であります、然し戸主の同意に反して婚姻を爲したる者に對しては戸主權をして之れを離籍し或は之れが復籍を拒絶することが出來ます。

(C) 在外日本人間の婚姻の届出、

日本人が外國に於て婚姻を爲す場合には外國に日本の戸籍吏なき故に國に駐在する日本の公使若くは領事に届出を爲すに依つて完全の效力を發生するものであります、「終」